

鹿角市ふれあいパートナー実施要領

- 第1条 目的
- 第2条 ふれあいパートナーの募集
- 第3条 ふれあいパートナーの申請
- 第4条 ふれあいパートナーの決定
- 第5条 ふれあいパートナーの活動
- 第6条 共働業務の評価
- 第7条 その他

鹿角市ふれあいパートナー実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿角市共動パートナー制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第2号に規定するふれあいパートナーについて必要な事項を定める。

(ふれあいパートナーの募集)

第2条 市長は、ふれあいパートナーの参加を求める業務（以下「共動業務」という。）の内容、選定方法、契約期間等を定めたときはこれらを公表する。

2 市長は、共動業務の内容を定めるときは、次に掲げる事項を考慮する。

- (1) 共動パートナーが有する知識経験及び能力を活かせる業務であること。
- (2) 共動することにより事業の効果の拡大が期待できること。
- (3) 共動パートナー制度に登録している団体又は個人の育成に寄与する業務であること。

(ふれあいパートナーの申請)

第3条 共動業務に参加しようとする共動パートナーは、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 共動業務参加申請書（様式1）
- (2) その他、市長が必要と認める書類

(ふれあいパートナーの決定)

第4条 共動業務に参加するふれあいパートナーは、業務所管課において書類審査により決定する。

2 前項の規定による選定については、ふれあいパートナーが、市と連携し、責任をもって共動業務を遂行できることを考慮するものとする。

(ふれあいパートナーの活動)

第5条 ふれあいパートナーは、申請時に合意したパートナーシップ規定を遵守して活動するものとする。

2 市は共動業務の内容により、必要に応じて損害保険等に加入するものとする。

(共動業務の評価)

第6条 要綱第13条に定める評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) ふれあいパートナーに委託した業務に対する評価に関する事。
- (2) ふれあいパートナーに対する評価に関する事。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。